官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
一　○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（**財務・農林水産**二五）
二　○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（**同**二六）
三　○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（**同**二七）
四　○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**農林水産**一二〇四）
○漁業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する件（**同**一二〇五）
○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**同**一二〇六）
○農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**同**一二〇七）
〔その他告示〕
○天皇皇后両陛下は愛知県へ行幸啓になる件（**宮内庁**八）
○保安林の指定施業要件を変更する件（**農林水産**一二〇八～一二一五）
○土地区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件（**国土交通**一〇七二）
○道路に関する件（**東北地方整備局**九五、九六）
○道路に関する件（**四国地方整備局**六一、六二）
○道路に関する件（**北海道開発局**五七～六〇）
〔人事異動〕
内閣　法務省
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
四国地方整備局公示（四国地方整備局）
北海道開発局公示（北海道開発局）
労　働
船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示（交通政策審議会）
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他

法規的告示

○財務省・農林水産省告示第二十五号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

令和八年八月二十日

財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分二厘とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年三分二厘とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分三厘五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年四分三厘五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分二厘とする。	一　株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年三分とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分一厘五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年四分一厘五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分とする。
二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。	二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
五年以下	年二分
五年を超え六年以下	年二分五毛
六年を超え七年以下	年二分一厘五毛
七年を超え八年以下	年二分二厘五毛
八年を超え九年以下	年二分三厘五毛

償還期限	利率
六年以下	年一分九厘五毛
六年を超え七年以下	年二分五毛
七年を超え八年以下	年二分一厘五毛
八年を超え九年以下	年二分二厘五毛
九年を超え十年以下	年二分三厘五毛